

○騒音関係の届出一覧

届出が必要な時	届出の名称	添付書類	部数	提出期限	罰則
指定地域にある工場・事業場が特定施設を初めて設置する場合	【法律第6条】 特定施設設置届出書 ----- 【県条例第43条】 特定施設等設置等届	騒音の防止の方法 付近の見取り図 建物の配置図・構造図 施設の配置図・構造図(カタログ等) 作業工程図	正副 1部 ずつ	設置工事開始の30日前まで	5万円以下の罰金 ----- 20万円以下の罰金
特定施設の種類ごとの数を変更する場合 1	【法律第8条】 特定施設の種類ごとの数変更届出書 ----- 【県条例第43条】 特定施設等設置等届		正副 1部 ずつ	変更に係る工事開始の30日前まで	3万円以下の罰金 ----- 20万円以下の罰金
特定施設の騒音の防止の方法を変更する場合 2	【法律第8条】 騒音の防止の方法変更届出書 ----- 【県条例第44条】 特定施設等変更届		正副 1部 ずつ	変更に係る工事開始の30日前まで	3万円以下の罰金 ----- 10万円以下の罰金
届出を行った者の氏名、住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場、事業場の名称及び所在地等の変更があった場合	【法律第10条】 氏名等変更届出書 ----- 【県条例第47条】 氏名等変更届	敷地境界線における騒音の予測値に関する資料等	正副 1部 ずつ	変更した日から30日以内	1万円以下の過料 ----- 5万円以下の罰金又は科料
特定施設をすべて廃止した場合	【法律第10条】 特定施設使用全廃届出書 ----- 【県条例第47条】 使用等廃止届	-	正副 1部 ずつ	廃止した日から30日以内	1万円以下の過料 ----- 5万円以下の罰金又は科料
届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続、合併等によってその届出に係る特定施設のすべてを承継した場合	【法律第11条】 承継届出書 ----- 【県条例第42条】 承継届	承継の事実を示す書類の写し	正副 1部 ずつ	承継があった日から30日以内	1万円以下の過料 ----- 5万円以下の罰金又は科料

1 特定施設の種類ごとの数の減少、直近の届出の2倍以内の増加、更新については届出不要

2 (騒音規制法) 騒音の大きさの増加を伴わない場合は届出不要

(県条例) 特定施設の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法の変更のことをいい、その能力の変更を伴わない場合、または騒音の増加を伴わない場合は届出不要